

労務 ROAD

■小規模企業共済制度をご存知ですか？

国の機関である中小機構が運営する小規模企業共済制度は、小規模企業の経営者や役員、個人事業主などのための、積み立てによる退職金制度です。掛金は全額を所得控除できますので、高い節税効果があります。

- 加入できる企業の規模※業種により異なります。
 - ・常勤の従業員が20名以下
 - ・商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）5名以下 etc
- 掛金月額
1,000円から7万円までの範囲内（500円単位）で自由に選択できます。
- 税制上の取り扱い
掛金は税法上、全額を小規模企業共済等掛金控除として、課税対象となる所得から控除できます。

掛金の全額所得控除による節税額一覧表

課税される 所得金額	課税前の税額		課税後の節税額			
	所得税	住民税	掛金月額 1万円	掛金月額 3万円	掛金月額 5万円	掛金月額 7万円
200万円	104,600円	205,000円	20,700円	56,900円	93,200円	129,400円
400万円	380,300円	405,000円	36,500円	109,500円	182,500円	241,300円
600万円	788,700円	605,000円	36,500円	109,500円	182,500円	255,600円
800万円	1,229,200円	805,000円	40,100円	120,500円	200,900円	281,200円
1,000万円	1,801,000円	1,005,000円	52,400円	157,300円	262,200円	367,000円

- 小規模企業共済加入の3つのポイント
 - ①掛金は加入後も増減可能、全額が所得控除
月々の掛金は加入後も増額・減額できます。確定申告の際は、その全額を課税対象所得から控除できますため、高い節税効果があります。
 - ②共済金の受取りは一括・分割どちらも可能
共済金は、退職・廃業時に受け取り可能です。更に受取方法は「一括」「分割」「一括と分割の併用」が可能です。一括受取りの場合は退職所得扱いに、分割受取りの場合は、公的年金等の雑所得扱いとなり、税制メリットもあります。
 - ③低金利の貸付制度を利用できる
掛金の範囲内で事業資金の貸付制度をご利用いただけます。低金利で、即日貸付しも可能です。

【中小企業基盤整備機構 より】

■70歳以上も約3割占める（高齢者雇用状況）

厚生労働省は、「高齢者雇用確保措置」の実態などを調べた令和元年「高齢者の雇用状況」（6月1日現在）をまとめました。

それによると、65歳までの雇用確保措置のある企業は99.8%に達しており、65歳定年企業は17.2%（対前年比1.1ポイント増）でした。

一方で、66歳以上働ける制度のある企業は30.8%（同3.2ポイント増）、70歳以上働ける制度のある企業は28.9%（同3.1ポイント増）、定年廃止企業は2.7%（同0.1ポイント増）などとなっています。

【厚生労働省 より】

VOL.680
(2001—4)



(旧 河本社労士事務所)

〒541-0056
大阪市中央区久太郎町
1-9-26 船場 IS ビル 5F
TEL:06-6264-6264
FAX:06-6264-6265
H P: <https://k-s-j.net/>
編集担当：矢尾・君野・川端

【令和2年度 社労士法人アイデア主催
セミナーのご案内】

令和元年度現代の名工
樋口誠氏による
ワインと料理の
マリアージュセミナー
開催日：令和2年3月13日（金）
18時30分～
別添ご案内をご確認のうえ、
お気軽にご参加ください。

こんにちは！給与計算チームの高尾です。
私たちは給与計算をより効率的・簡易に行えるものにするべく、最新情報のご提供、給与方法の管理や教育を行っております。
クラウド給与を用いておりますので、電子明細化や勤怠ソフトとの連動など、御社の業務削減に繋がるご提案もさせていただきます。まだの事業所様はぜひ一度弊所までお気軽にご連絡ください。（高尾）

1月 労務スケジュール

- ・年末調整
- ・給与支払報告書の提出
- ・賞与支払届の届出
(1月支給の場合)
- ・労働者死傷病報告書の提出 (10～12月分)